

平成30年6月21日現在

機関番号：33704

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2015～2017

課題番号：15K16858

研究課題名(和文) 20世紀中頃アメリカの都市住宅問題と公民権運動の歴史学的研究

研究課題名(英文) A Historical Study of American Urban Housing Problems and the Civil Rights Movement in the Mid-Twentieth Century

研究代表者

武井 寛 (TAKEI, HIROSHI)

岐阜聖徳学園大学・外国語学部・准教授

研究者番号：10707368

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,500,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、20世紀中頃のアメリカ合衆国における公正な住宅を求めた黒人の活動を、住宅改革家との関係に注目しながら考察することを目的とした。連邦住宅局(FHA)と全国黒人向上協会(NAACP)の住宅問題に関する一次史料の収集は、ほぼ予定通りに実現した。それらの史料を用いて、制限的不動産約款を廃止した連邦最高裁判所による1948年の「シェリー対クレマー判決」の重要性を検証し、黒人の社会生活にとって転機となっていたことを明らかにした。そして公民権運動時代の都市住宅問題に取り組んだ1966年シカゴ自由運動を再考することで、本研究では都市住宅問題は公民権運動と密接な関連性があることを示した。

研究成果の概要(英文)：This research project seeks to analyze African Americans' struggle for fair housing in the United States, focusing on their relations with housing reformers in the mid-twentieth century. The study involved the collection of primary sources concerning housing issues from the Federal Housing Administration (FHA) and the National Association for the Advancement of Colored People (NAACP). Using these archival documents, this project considered the significance of the Shelley v. Kraemer decision in 1948, in which the U.S. Supreme Court ruled that no court could enforce a racial restrictive covenant, and which was a watershed for the social uplift of African Americans. By reconsidering the Chicago Freedom Movement in 1966 as an urban housing issue in the civil rights era, this study also showed that urban housing problems had close relations to the civil rights movement.

研究分野：西洋史

キーワード：アメリカ 人種 公民権運動 都市史 ジェンダー エスニシティ 移民 住宅政策

1. 研究開始当初の背景

本研究の研究開始当初の背景として、公民権運動研究において住宅問題はどのように位置付けられるのかという問題関心があげられる。研究代表者はこれまで一貫して 20 世紀アメリカ合衆国の人種関係について、公民権運動を中心に歴史学的な研究を進めてきた。近年の公民権運動研究は、1950～60 年代の公民権運動の時代の前後にも関心が払われ、南部以外の地域にも注目する「長い公民権運動」という視座が主流になりつつある。「長い公民権運動」とは、公民権運動を「1950 年代から 1960 年代に南部で起こった一連の運動」と捉える見方を否定し、その枠組みを時代的にも地理的にも拡大して捉えようとする見方である。研究代表者は、これまでこの「長い公民権運動」という視座を批判的に取り入れながら、主に都市における住宅問題に注目して研究を行ってきた。これらの研究成果により、公民権運動研究に対する新たな知見が得られたが、それと同時に黒人指導者側はいつ頃から公正な住宅を求める権利を「公民権」と捉えて活動するようになったのかという問題を考えるようになった。それと同時に、20 世紀前半より北部都市で住宅環境の改善を目指していた住宅改革家が、アメリカにおける人種の問題をいつ頃から意識し、黒人も改革の対象と捉え始めたのか検討する必要性を感じるようになった。したがって、本研究はこの両者の関係を明らかにし、公正な住宅を求める権利を公民権と捉え、マイノリティに対する居住空間の規制や排除がいかに長きにわたって継続し、アメリカの人種関係に影響を与えてきたのかを検証することを目指した。

近年のアメリカにおける公民権運動研究は、「長い公民権運動」という枠組みが主流となりつつあるが、公民権として住宅問題を検討する研究は少ない。最新の研究としては、Thomas J. Sugrue, *Sweet Land of Liberty* (2008) や Patric D. Jones, *The Selma of the North* (2009) などがあるが、住宅問題が全国的に注目された 60 年代後半の分析が多い。むしろ人種と住宅の関係を視野に入れた研究は、公民権運動を包含する視点から都市研究の分野で積極的に行われている。このような視点から分析した近年の研究としては、Andrew Wiese, *Places of Their Own* (2004)、David M. P. Freund, *Colored Property* (2007)、Scott Kurashige, *The Shifting Grounds of Race* (2008) などがある。Wiese と Freund の研究は、これまで「郊外 = (大多数が) 白人」と捉えられていた郊外研究を批判し、各地域で少数ながらも存在した黒人の郊外化の過程を検証した。Kurashige は 20 世紀中頃のロサンゼルスにおいて、黒人と日系人が社会的地位の向上を目指して共闘した後に袂を分かつ過程を考察し、その中で住宅問題も取り上げて、先行研究ではあまり注目されていなかった多様な人種・エス

ニック関係を解き明かした。都市研究の中で人種と住宅の関係に注目する研究は進んでいるが、公正な住宅を求めた活動を公民権運動として捉える視点はいまだに少ない。また、全国黒人向上協会 (the National Association for the Advancement of Colored People、以下 NAACP と略記) が、公正住宅法の制定に向けて本格的に活動を開始した時期やその過程に関する研究は、いまだ未解明な部分である。そしてこの公正な住宅を求めた黒人の事例を考察することに加えて、20 世紀の住宅改革家の活動に関する研究を分析し、公民権運動研究に逆照射することで、20 世紀中頃のアメリカにおける都市住宅政策を明らかにすることが重要である。

2. 研究の目的

以上のような背景をふまえて、本研究は 20 世紀中頃のアメリカ合衆国における「公正な住宅 (fair housing)」を求めた黒人の活動を、黒人の権利回復を目指した公民権運動の一形態と捉えて、住宅改革家との関係に注目して考察することを目的とする。20 世紀初頭の革新主義時代に、主に都市における住宅環境の改善を目指した改革家の多くは女性であり、より良い住宅を通して衛生環境の向上、移民のアメリカ化、生活習慣の改善と多岐にわたる活動を行っていた。彼女たちの活動には、20 世紀中頃になると社会的に排除されていた黒人も含まれるようになった。また、黒人指導者側も彼女たちと協力して都市部における黒人の住宅環境の改善を目指した。本研究は両者の接点に着目し、黒人の住宅環境の改善を求めた活動を「長い公民権運動」と捉えて考察する。

3. 研究の方法

本研究の方法としては、一次史料を中心とする国内外での文書史料の収集と、公民権運動研究及び住宅を中心とする都市史に関する文献調査、そして収集した史料の実証的分析というかたちで進められる。具体的な文書史料の収集としては、アメリカ合衆国メリーランド州の国立公文書館 (National Archives and Records Administration II、以下 NARA と略記) で連邦住宅局 (Federal Housing Authority、以下 FHA と略記) と住宅都市開発省 (Department of Housing and Urban Development、以下 HUD と略記) のコレクションを収集した。また、ワシントン DC にある連邦議会図書館では、NAACP のコレクションを中心に史料収集を行った。国内の史料としては、一橋大学図書館に所蔵されている人種平等会議 (Congress of Racial Equality、以下 CORE と略記) のコレクションを調査した。さらに、アメリカ公民権委員会のマイクロフィルム史料である「都市地域の警察と諸団体の関係 1954～1966 年」を購入し、本史料のシカゴを中心分析を行った。

これらの史料を用いて、本研究は 20 世紀

中頃のアメリカにおける公正な住宅を求める黒人の活動を公民権運動の一形態と捉えて、その歴史的意義を 公民権運動家と住宅改革家との接点の検証、 公民権運動団体による住宅改革の事例研究、 公民権団体が公正な住宅を公民権と捉えた活動の解明という3つの局面から明らかにしようと試みた。

4. 研究成果

平成 27 年度から 29 年度にかけての研究期間において、本研究はほぼ計画どおりに進めることができた。しかし、公民権運動家と住宅改革家との接点を解明することについては、史料収集と史料分析という面で、当初の計画を修正するかたちで研究を展開した。公民権運動家と住宅改革家との接点の解明する際に、住宅改革家のキャサリン・パウワの個人ペーパー、FHA のコレクション、そして NAACP ペーパーの分析を通して、両者の接点の可能性を見つけることはできた。しかし、これらのコレクションは当初想定していたものよりも膨大であり、今後も継続して史料収集及び分析をする必要があるという課題が残ってしまった。しかし、こうした課題がありつつも、両者の関係を史的に実証できる可能性を本研究期間中に得られたことは大きな前進であった。

以上の修正に加えて、研究成果は以下のよう整理できる。

(1) 平成 27 年度

3 年間の研究プロジェクトの 1 年目にあたる平成 27 年度は、連邦政府の都市暴動や警察との対立を検討した公民権委員会の一次史料と、アメリカの主要な住宅都市政策に関する一次史料の収集及び分析を中心に行った。前半の 4 月から 8 月は、マイクロフィルム史料「都市地域の警察と諸団体の関係 1954～1966 年」を購入し、本史料のシカゴを中心に分析を行った。その後夏期には、アメリカのメリーランド州にある国立公文書館 (NARAII) に赴き、連邦住宅局 (FHA) と住宅都市開発省 (HUD) のコレクションを中心に史料収集を行った。これらの記録は膨大な史料のため、必要な全ての史料を得られたわけではないが、本研究プロジェクトの核となる史料の収集はできた。この都市住宅政策をテーマにした研究は、平成 27 年 9 月に開催された日本アメリカ史学会第 12 回年次大会のシンポジウムにおいて、「都市空間をめぐる攻防-20 世紀シカゴにおける公営住宅政策とアフリカ系アメリカ人の活動-」と題してアメリカで収集してきた史料も用いながら研究発表を行った。本発表では、シカゴの公営住宅政策が黒人居住区の拡大に影響を与え、公正な住宅を求めた黒人の運動が展開されていたなかで高層の公営住宅が建設され、その帰結として複合的な公営住宅の建設へとつながったことを論じた。また、公民

権運動関連の研究については、6 月の第 49 回日本アメリカ学会の「アメリカ社会と人種」分科会において、北美幸氏の発表「ユダヤ人学生の公民権運動への参加」のコメントーターを務めた。さらに、ポスト公民権運動後の社会福祉や生存権の問題について、ロサンゼルスと川崎市の社会運動を比較検討した土屋和代氏の著書 *Reinventing Citizenship* の書評を担当し、『同時代史研究』に長めの書評論文が掲載された。

(2) 平成 28 年度

平成 28 年度は、公民権運動家と住宅改革家の接点を明らかにするために、主に連邦住宅局 (FHA) の史料収集と、シカゴにおける住宅問題に関する公民権運動の事例を検討した。前半の 4 月から 7 月は、平成 27 年度に収集した連邦住宅局と住宅都市開発省 (HUD) のコレクションを中心に分析を行った。また、5 月には第 66 回日本西洋史学会において、公民権運動団体が公正な住宅を求めた活動の一つとして、制限的不動産約款を用いた住宅に関する人種排除の禁止を命じた連邦最高裁判所の 1948 年「シェリー対クレマー判決 (*Shelley v. Kraemer*)」の歴史的意義を考察した内容の発表を行った。8 月には平成 27 年度と同様に、メリーランド州にある国立公文書館 (NARAII) で住宅関連の史料を中心に収集した。平成 28 年度後半は、夏に収集した史料の分析を行うと共に、本年度取り組んでいたシカゴの公民権運動を発展させ、「住宅開放とは何を意味していたのか?-都市住宅史としてのシカゴ自由運動-」と題した発表を平成 29 年 1 月に行った。本発表をもとに論文を執筆し、「シカゴ自由運動再考(上)-運動の組織化からブラック・パワーの台頭まで-」というタイトルで『岐阜聖徳学園大学紀要<外国語学部編>』第 56 集に投稿し、平成 29 年 2 月に掲載された。さらに、本研究プロジェクトとも関連するシカゴに注目しながら、アメリカにおけるナショナリズムの歴史的展開を分析した著書を刊行した、大阪大学の中野耕太郎氏の著書『20 世紀アメリカ国民秩序の形成』(名古屋大学出版会、2015 年)を、日本アメリカ学会編『アメリカ学会会報』No.192 (2016 年 11 月 30 日)で紹介した。

(3) 平成 29 年度

平成 29 年度は、黒人の入居を制限する制限的不動産約款に対して、公民権運動団体がどのような活動を行っていたか明らかにするために、代表的な公民権運動団体である NAACP の史料収集と、平成 28 年度に引き続きシカゴにおける公民権運動の事例を検討した。前半の 4 月から 7 月は、国立公文書館 (NARAII) で平成 28 年度に収集した連邦住宅局 (FHA) と住宅都市開発省 (HUD) のコレクションを中心に分析を行った。8 月にはワシントン DC にある連邦議会図書館で

NAACPの史料を中心に収集した。平成29年度後半には、夏に収集したNAACPの史料分析を行うと共に、1966年のシカゴで展開されたシカゴ自由運動の後半部分を検討した。平成28年度に考察したシカゴ自由運動の前半部分を踏まえた上で、論文「シカゴ自由運動再考(下)―住宅開放運動から頂上合意へ―」を執筆し、『岐阜聖徳学園大学紀要<外国語学部編>』第57集に投稿して平成30年2月に掲載された。平成30年3月には立命館大学国際言語文化研究所ヴァナキュラー文化研究会より依頼され、「西欧の伝統に対するアフリカン・ディアスポラ文学の交渉と実践―アメリカ、キューバ、ブラジルを例に―」というテーマの研究会で、これまで取り組んできた公民権運動研究の立場からコメントを行った。

以上のような具体的な事例研究の蓄積を踏まえて、本研究では公正な住宅を求めた黒人の活動を検討した。黒人にとって公正な住宅を手にいれるための法的な側面による改善は、「1948年シェリー対クレマー判決」が一つの転機となっていた。本研究でその歴史的画期性を明らかにできた点は大きい。また住宅に関する権利運動は、1940年代の労働者運動、コミュニティ活動、都市再開発などの都市政策と絡み合いながら展開されていたことも検証できた。そして公民権運動時代の都市住宅問題に取り組んだ1966年シカゴ自由運動を再考することで、黒人の住宅環境の改善を求めた活動を「長い公民権運動」と捉え直して運動の到達点とその限界を明らかにした。シカゴ自由運動では、デモ行進を通じてマイノリティが直面する住宅問題を顕在化することには成功したが、世論を喚起して多くの市民と問題を共有化することは出来なかった。このような長期的な視点から、本研究では公民権運動と都市住宅問題の関連性を明らかにできた。しかし、公民権運動家と住宅改革家との接点の解明という点では課題が残ってしまった。この点については平成30年度から平成33年度までの新規科研費研究課題「公民権運動と連邦住宅法の歴史学的研究」において発展的に継承し、追求していく予定である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計4件)

武井寛「書評、Kazuyo Tsuchiya, *Reinventing Citizenship: Black Los Angeles, Korean Kawasaki, and Community Participation*, University of Minnesota Press, 2014.」『同時代史研究』、査読無、第8号、2015年12月1日、pp.90-95.

武井寛「紹介、中野耕太郎著『20世紀アメリカ国民秩序の形成』名古屋大学出版会、

2015年」日本アメリカ学会編『アメリカ学会会報』、査読無、No.192、2016年11月30日、p.3.

武井寛「シカゴ自由運動再考(上)―運動の組織化からブラック・パワーの台頭まで―」『岐阜聖徳学園大学紀要<外国語学部編>』、査読有、第56集、2017年2月28日、pp.55-69.

武井寛「シカゴ自由運動再考(下)―住宅開放運動から頂上合意へ―」『岐阜聖徳学園大学紀要<外国語学部編>』、査読有、第57集、2018年2月、pp.15-32.

〔学会発表〕(計5件)

武井寛「北美幸、ユダヤ人学生の公民権運動への参加：リン・ゴールドスミス、プランダイス大学、SCLC-SCOPE」コメンテーター、第49回日本アメリカ学会「アメリカ社会と人種」分科会、2015年6月7日、国際基督教大学(東京都三鷹市)

武井寛「都市空間をめぐる攻防―20世紀シカゴにおける公営住宅政策とアフリカ系アメリカ人の活動―」日本アメリカ史学会第12回年次大会シンポジウムC「都市の人種関係史」、2015年9月27日、北海道大学(北海道札幌市)

武井寛「アメリカ合衆国における制限的不動産約款の廃止と1948年シェリー対クレマー判決」日本西洋史学会第66回大会自由論題報告(現代史部会1)、2016年5月22日、慶應義塾大学(東京都港区)

武井寛「住宅開放とは何を意味していたのか?―都市住宅史としてのシカゴ自由運動―」第226回名古屋アメリカ研究会、2017年1月7日、南山大学(愛知県名古屋市)

武井寛「西欧の伝統に対するアフリカン・ディアスポラ文学の交渉と実践―アメリカ、キューバ、ブラジルを例に―」コメンテーター、立命館大学国際言語文化研究所ヴァナキュラー文化研究会シンポジウム、2018年3月3日、立命館大学(京都府京都市)

〔図書〕(計0件)

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計0件)

名称：
発明者：

権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

武井 寛 (TAKEI, HIROSHI)

岐阜聖徳学園大学・外国語学部・准教授

研究者番号：10707368

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：

(4) 研究協力者

()